

所得税及び復興特別所得税・住民税(特別区民税・都民税)の申告のときにご確認ください

平成26年中にお支払いいただいた「社会保険料の額」の確認方法

「国民健康保険料」「後期高齢者医療保険料」「介護保険料」は納付した金額が所得税や住民税の社会保険料控除の対象となります。納付額は、次の方法でご確認ください。

●年金からの引き落とし(天引き)で支払った方
日本年金機構等から1月中に送付された「公的年金等の源泉徴収票」に、平成26年中に年金引き落とし(天引き)でお支払いいただいた社会保険料の金額が記載されています。

この金額は、平成26年中に年金から引き落とされた国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の金額です。

●納付書で支払った方
納付書(領収証書)で確認してください。

社会保険料控除証明書の発行には

国民年金保険料は、納めていただいた全額が確定申告、年末調整の社会保険料控除の対象になります。控除を受けるには、納めた国民年金保険料の金額を証明する書類の添付が必要です。

26年中に納付した保険料のうち、9月30日までの納付を証明した「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、11月上旬に日本年金機構からお送りしました。確定申告の際はこの証明書と10月1日、12月31日に納めていただいた国民年金保険料の領収証書を添付してください。

国民年金保険料の控除の申告には社会保険料控除証明書が必要です

26年10月1日～12月31日に、その年初めて国民年金保険料を納めた方には、1月31日(土)に「控除証明書」を発送する予定です。

【問合せ】(3月16日(月)まで)ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル ☎0570(058)555(月～金曜日午前9時～午後7時、第2土曜日午前9時～午後5時)へ。自動音声でご案内します。自動音声に従って「3」を押してください。050から始まる電話からは ☎03(6700)1144へ。

高齢者のおむつ代を医療費控除で確定申告する方

介護保険の要介護認定を受けている方のおむつ代を、医療費控除の対象として確定申告する場合、最初に申告する年は、おむつ代の領収書に添付する医師発行の「おむつ使用証明書」が必要です。おむつ代の申告手続きが2年目以降であれば、区が発行する「主治医意見書の内容確認書」で代用できます。次の4つの要件をすべて満たす方には、「内容確認書」を発行します。事前にお問い合わせください。

●おむつ代を医療費控除の対象とする確定申告が2年目以降(平成25年分の確定申告でおむつ代を医療費控除として申告した方)

●26年中に購入したおむつ代を医療費控除で確定申告する

●25年または26年中に介護保険の要介護認定を受けている

●主治医意見書の記載で「寝たきり状態で尿失禁をする可能性がある」ことが確認できる

※発行には「内容確認書」の発行を申請する方の本人確認書類が必要です。

【発行窓口・問合せ】介護保険課認定第一係(本庁舎2階) ☎(5273)4273へ。

寝たきりの高齢者等に障害者控除が適用されます

65歳以上で、寝たきりの方や、認知症で日常生活に支障のある方は、「障害者手帳の交付を受けた方」に準ずるものとして認定が受けられます(認定には基準があります)。

納税者本人または被扶養者が認定を受けると、所得税・住民税の障害者控除が適用されます。

【問合せ】高齢者福祉課高齢者相談係(本庁舎2階) ☎(5273)4593へ。

消費者活動を促進する事業に助成しています

追加募集

区内で消費者活動を行う消費者団体に、事業に必要な経費の一部を助成しています。

【対象】▼新宿消費生活センター分館の登録団体

▼区の消費者行政に協力する団体

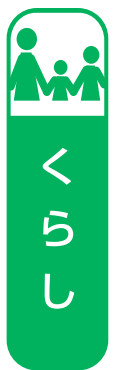
▼区内で活動するボランティア・NPO等社会貢献的活動団体ほか

【対象事業】27年3月末までに実施する消費生活に関する学習、講演会、調査・研究、普及啓発活動等の公益性のある事業(他の補助を受けている事業、営利や政治的活動を主とする事業は除く)

【助成額】対象事業経費の3分の2以内(1事業20万円、年間40万円を限度)

【交付】審査会で審査の上、助成事業・金額を決定し、2月中に交付予定

【申込み】事前連絡の上、所定の申請書等を2月4日(水)までに新宿消費生活センター(第2分庁舎3階) ☎(5273)3834へ。申請書等は同センターで配布。新宿区ホームページからも取り出せます。



まちの美化推進・ごみ減量およびリサイクル功労者表彰式・記念講演会

【日時】2月9日(月)、▼講演会：午後1時30分～2時30分、▼表彰式：午後2時40分～3時45分

【講演会の内容】環境落語「使うかもしれない」(古今亭駒次)

【会場・申込み】当日直接、新宿文化センター(新宿6-14-1)へ。先着20名。

【問合せ】新宿清掃事務所事業係 ☎(3950)2962へ。

学習会「魚の汚染・再論」

●区消費者活動促進等助成事業

【日時】2月13日(金)午後1時30分～3時30分

【会場】新宿消費生活センター分館(高田馬場1-32-10)

【対象】区内在住・在勤の方、15名

【内容】メチル水銀に汚染された魚介類について(小野塚春吉・政治経済研究所評議員)

【費用】500円(資料代)

多文化防災フェスタしんじゅく2015 大地震が起きても生き残る

防災体験のほか、世界各国の料理なども楽しめます。

【日時】2月7日(土)午前10時～午後3時

【内容】▼防災コーナー(起震車体験、消火器体験、救急救命・AED訓練、消防車展示等)、▼多文化グルメ(各国の料理を食べ比べ)、▼国際交流コーナー(ダンス・音楽等のステージ、多言語での絵本の読み聞かせ等)

【協力】新宿区多文化共生連絡会、東京消防庁新宿消防署、歌舞伎町タウン・マネージメント、東京都公衆浴場生活衛生同業組合新宿支部

【会場・申込み】当日直接、大久保公園(歌舞伎町2-43)へ。

【問合せ】しんじゅく多文化共生プラザ ☎(5291)5171へ。

生ごみたい肥サロン

【主催】申込み電話かファックス(4面記載例のとおり記入)で、2月12日(必着)までに暮らしを考える会 ☎(3203)2951へ。先着順。

【問合せ】新宿消費生活センター(第2分庁舎3階) ☎(5273)3834へ。

●西早稲田リサイクル活動センター

【日時】2月14日(土)午後1時～2時

【内容】内藤唐子子でオブジェ作り

【持ち物】薄手のビニール手袋

【会場・申込み】往復はがきに4面記載例のとおり記入し、2月3日(必着)までに同センター ☎(169)0051(西早稲田)3-19-5 ☎(5272)5374(月曜日休館)へ。定員10名。応募者多数の場合は抽選。

●新宿リサイクル活動センター

【日時】2月22日(日)午後1時～3時

【内容】傘布でエコバッグ作り

【持ち物】裁縫道具、傘の布

【会場・申込み】往復はがきに4面記載例のとおり記入し、2月10日(必着)までに同センター ☎(169)0075(高田馬場)2-22へ。先着40名。

講演会「食から考える環境問題」

【日時】2月20日(金)午後1時30分～4時30分、26日(木)午後2時～5時(全2回)

【内容】▼江戸東京野菜に学ぶ(大竹道茂/江戸東京・伝統野菜研究会代表)、▼食べている食品はどこから来ているか(近藤恵津子/NPO法人コミュニティスクール・まちデザイン理事長)

【会場・申込み】往復はがきに4面記載例のとおり記入し、2月14日(必着)までに環境学習情報センター(西新宿2-11-4、新宿中央公園内) ☎(3348)6277へ。先着30名。

講演会「睡眠のしくみ」

●眠りから考える健康管理

【日時】2月21日(土)午後2時～4時

【会場】戸山生涯学習館(戸山2-11-10)

【内容】睡眠不足による疾病ほか(高橋卓巳/国立国際医療研究センター・精神科フェロー)

【申込み】事前に電話または直接、戸山図書館 ☎(3207)1991へ。先着40名。

おもちゃを修理します

日本おもちゃ病院協会の認定ドクターが、壊れたおもちゃを修理します。

【日時・会場・問合せ】▼新宿リサイクル活動センター(高田馬場4-10-2) ☎(5330)5374：火曜日午前10時～午後3時(月曜日が祝日のときの翌火曜日は休み)、▼西早稲田リサイクル活動センター(西早稲田3-19-5) ☎(5272)5374：第4土曜日午前10時～午後3時

【費用】おもちゃ1件100円。部品代は別途実費をいただきます。

【協力】おもちゃ修理の会

※玉が飛び出したり、発熱するおもちゃ等は修理できません。

【日時】2月20日(金)午後1時30分～4時30分、26日(木)午後2時～5時(全2回)

【内容】▼江戸東京野菜に学ぶ(大竹道茂/江戸東京・伝統野菜研究会代表)、▼食べている食品はどこから来ているか(近藤恵津子/NPO法人コミュニティスクール・まちデザイン理事長)

【会場・申込み】往復はがきに4面記載例のとおり記入し、2月14日(必着)までに環境学習情報センター(西新宿2-11-4、新宿中央公園内) ☎(3348)6277へ。先着30名。